株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二日

川崎市川崎区大川町八番五号

株式会社キルト工芸

代表取締役　鈴木　利雄

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二日

東京都北区赤羽北一丁目二〇番七号

ピアノ線工業株式会社

代表取締役　塩井　要司

限定承認公告

本籍秋田県秋田市下北手松崎字碇り一番地二三、最後の住所秋田県秋田市下北手松崎字碇り一番地二三　被相続人　亡　藤田　米藏

右被相続人は平成二十二年七月六日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十八日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二日

秋田県秋田市下北手松崎字碇り一番地二三

相続財産管理人　藤田ヒロ子

限定承認公告

本籍東京都中央区銀座八丁目二番地六、最後の住所埼玉県さいたま市桜区道場三丁目二九番六号　被相続人　亡　米田　元樹

右被相続人は平成二十二年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二日

埼玉県さいたま市桜区道場三丁目二九番六号

相続財産管理人　米田　玲子

限定承認公告

本籍秋田県秋田市土崎港寺内字将軍野九二番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区花見川五番三棟五〇四号　被相続人　亡　髙橋　隆

右被相続人は平成二十二年八月二十六日頃死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十一日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二日

千葉県千葉市中央区登戸二丁目一三番七号

藤和シティホームズ千葉登戸一〇〇三号

限定承認者　杉山　眞弓

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市清住町二丁目四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下野　彰一

右被相続人は平成二十二年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十五日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二日

名古屋市緑区鹿山二丁目七九番地の八

相続財産管理人　下野　俊明

限定承認公告

本籍大阪府高槻市桜ヶ丘北町一五八番地、最後の住所兵庫県西宮市剣谷六―一五　被相続人　亡　小山　恒夫

右被相続人は平成二十二年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二日

滋賀県東近江市躰光寺町四五一―一八

相続財産管理人　小山　宣夫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年十月二十五日開催の臨時総会において、出資一口の金額十万円を一万円に減少し、払込済出資総額を変更することなく、従来の出資一口に対し、変更後の出資十口を割り当てて行うことを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年十一月二日

大阪市西区西本町一丁目一〇番三号

オービーシー協同組合

代表理事　梅澤　一雄

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十二月三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十一月二日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

セントラル・リアルティ有限会社

取締役　清水　通徳

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十二年十月二十五日開催の臨時社員総会において、優先資本金の額を金二億七百万円減少して、金三億八千五十万円とし、発行済第1回1号優先出資口数四千七百口を一口に対して金五万円をもって一千六百五十六口有償消却して、三千四十四口にすること及び発行済第1回2号優先出資口数七千五十口を一口に対して金五万円をもって二千四百八十四口有償消却して、四千五百六十六口にすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月二十三日

掲載頁　一一三頁（号外第八十八号）

平成二十二年十一月二日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

穂高特定目的会社

取締役　久保　孝博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少し、また優先出資二千口（但し、A号優先出資について二千口、B号優先出資について〇口）を一口につき金五万円をもって消却することに致しました。

消却に要する金額は金一億円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年十月二十一日付官報の号外第二二一号一二三頁に掲載されています。

平成二十二年十一月二日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

SFコンバージョン特定目的会社

取締役　見上　正美

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三二	上	一五	令第六十一条	令第六十四条
〃	〃	〃	平成第十二年	平成十二年
〃	〃	終りから六	公職選挙法施行令第七十三条第五十九条の二	令

（原稿誤り）

平成二十二年五月十四日（号外第百号）公布総務省令第六十一号（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

四六ページ上段別記第三十号様式1中「同条第1項」は「同条第2項」の誤り。

五七ページ上段別記第五十八号様式5の欄中「同条の適応ﾗﾝｸ」は「の適応ﾗﾝｸ」の誤り。

昭和五十四年七月三十日建設省告示第千二百九十七号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

七頁四段終りから八行目「大井一丁目、西大井一丁目」及び同頁同段終りから一五行目「小山八丁目」はそれぞれ削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二日付第二三一号九　六ページ●同日付政府調達第二〇六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）